

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

答1. 設問(1)

民法

1. Xは、Y及びZに對する土地工作物責任(717条1項)に基き損害賠償請求と同時に訴を出した。この両訴之中、民事訴訟法(以下略)41条1項の事件に該当するとは、
5 1. 両訴の分離が禁止され、
2. 併合審理が行われ、当該矛盾を防止する趣旨あり。

(1) 41条1項より、同時審判申出訴訟とは、
紛争の一回的解決が目的と認められ、
10 併合審理が行われ、当該矛盾を防止する趣旨あり。

(2) 本件本訴は、Yに對する占有者責任の土地工作物責任、
Zに對する所有権人土地工作物責任の違反に基き、
占有者責任(717条1項)に基き、
15 免責する場合に限り、所有権人の責任を負うと解され、
併合審理が行われ、当該矛盾を防止する趣旨あり。

2. 併合審理の申出を行うべきである。

答2. 設問(2)

1. 請求の認識より、相手方の請求に認め争点の
一箇の意思表示があり、共同訴訟として、
20 併合審理が行われ、当該矛盾を防止する趣旨あり。

(1) 共同訴訟は、紛争の一回的解決を目的とし、
併合審理が行われ、当該矛盾を防止する趣旨あり。
25 併合審理が行われ、当該矛盾を防止する趣旨あり。

通常共同訴訟の趣旨あり。

(2) 已知, 請求 $\angle A$ 的度數。

男3. ~~1問~~ → 複問の証明 α 証明 α 証明 α 証明

5 証明物と矛盾を述べた。

(1) ~~併合~~ 共同訴訟は、訴訟 事實の認定の自由
 の証立主義(247条)により、裁判官はそれら事実の
 本質から、~~真実の2つを軸に~~ 共同訴訟
 訴訟の 訴訟人の独立に訴訟行為のする原則に
 反せず、証拠を一方に使用して、他方に使用してはな
 らず、~~相手方の出立事実の2つを軸に~~ 事実の認定
 上 裁判官は強ひられず、上記自由の証立主義に反しない
 こと、~~したがって~~ 証拠の用い方、共同訴訟人間の
~~訴訟の進行~~ に 拘うべきではない。

15 (2) 証明: $\forall x \in A, \exists y \in B$ となる。 $\exists y \in B$ となる x が A にある。 $\exists y \in B$ となる x が A にある。 $\exists y \in B$ となる x が A にある。

2. 上2. 受诉法院所作, 证明 $\alpha \in \Sigma$ 且 α 满足 Σ 证明
好资料可以利用 α 子。

20 第4, 设问 (4) X 主征以事实证子.

1. ~~本件~~ YK, 本件アロウク堀のUIC等がおり、いつ
頃まで大に（中）状態、~~下~~
子。自白あり。相手方の主張は自己の不利益事実の陳述である。本件で、上記事実、「設置又保存の取
扱」がある。（既述7(1)号、同）事実である。自白は事実の
審判排除効を生じ、相手方の防御と保障の面不可
侵及効果を生じる。（争論主義第二セクション）。そこで、二上
の審判所及び当事者に知り得る範囲の中、併合訴訟の
他者に知れも生じるか。

30 (1) 逆否命题 反设 α , 则 α 与 β 的解法 求证经消

これは言い可也。
「制限可也」くらいに
とせめておくれ

評価(ABCD)

氏 名

5

10

15

20

25

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

評価(ABCD)
B

第1設問 (1) $\hookrightarrow$ 當の順序は、①要件充足 $\rightarrow$ ②異議なし

1 Xは、YがZに對し、民法717条の「規定する工
作物の責任に基き損害賠償請求訴訟を提起し、かつ
Y、工作物の責任を同一の「法律上の原因」に基き、本
訴を提起し、よつて、本訴は、通常共同訴訟であら
ざる（民事訴訟法（以下法令名省略）38条）。

307, X日. 本訪12月7, 同時審判, 申出2行, 211子(91
条, 12頁). 同時審判申出0. 認事47の場合, 「弁論中」日,
分離17年, 211子, 7月12日, 5月11日. +

10 ① 本問より、受領裁判所が、本訴の取下げ請求の
弁論を分離（152条1項）した。

X2021日、本訴が、41条1項の要件を充足するもの、分離命令の取消消滅を申し立てるべきである。

以下は、本朝の41条の要旨を記述する検討表。

15 2 同時審判の申出が認められるのは、「共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利」と「共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利」との、「法律上併存し得る関係にある」とである。

20 この「法律上存在し得ない関係」の時、必ず事実上
一方の関係では請求原因事実があり、他方の関係では抗
弁事実になり、両にない関係はあり得ない。

3 本問の通り、工作物責任に基き、予損害賠償請求訴訟の場合、被害者所有者として、占有者も損害の発生を防止するに必要を注意せしめ、事実を基礎として責任を通常通り主張する。再抗弁として表現した。(7/24/2018)

他方，占有者との関係，同様，畢竟，占有者側より抗弁主張あり。

つまり、一方で再抗弁となり、他方で抗弁となる両に於いて、関係はむしろある。

したがって、本訴は、41条1項の事件と認めらる。

4 以上より、本訴は、同時審判申出が認めらるべき訴訟行為であり、裁判所が行う訴訟分離命令は、41条1項に反するため、Xは、訴訟分離命令の取消を申請すべきところである。

第2 設問(2)

本訴は、41条1項の規定より同時審判申出が共同訴訟にあるものの、訴訟形態としては、通常共同訴訟である。つまり、39条の規定より、共同訴訟人独立の原則が争点である。

すなわち、請求の認諾は、被告の原告の請求を認めることにより、判決により裁判手続を終了する被告の訴訟行為である。

共同訴訟人は、独立に訴訟行為を行うことにより、請求の認諾も行うことである。

したがって、YはXの請求を認諾することである。この場合Xの主張する請求は、その基礎を欠くことにより棄却されることになる。

第3 設問(3)

1 前述の通り、本訴でも共同訴訟人独立の原則が争点である以上、~~訴訟~~証拠として提出することによる訴訟行為もその影響を受けるように思える。

しかし、その主張を証明する証拠として用いることは、否かは、裁判所の事実認定に関わる問題である。

したがって、共同訴訟人間での証拠共通が認められれば、検討される。

2 裁判所の事実認定の際には、自由心証主義(267条)が争点である。つまり、裁判所は、自由心証により事実を認定することである。

仮に、共同訴訟人間での証拠共通が認められない場合、

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

	裁判所としては、一方の主張は、事実が存在する、他方としては存在しないとするため、困難な心証形成が生ずる。
	これ、歴史上よくある事実形成の過程である。
5	証拠調べの結果も明らかでない。
	これは理由にならないうるから書かない方がいい。
	以上より、同一訴訟事件の中で証拠調べを行う場合には、共同訴訟人間の証拠共通を認めなければならない。
3	本問にかいては、証拠共通を認めざるを得ない。証拠XとYの主張を証明するもの、資料として利用するものである。
10	設問(4)
	第4 設問(4)
1	自由心証主義の証明責任の原則(179条)によれば、受訴裁判所は、XとYの主張、事実、X主張の事実を証拠調べにより認定するものである。
15	これ、本問にかいては、X主張の事実を自由心証により認定する。原則として、証拠調べが必要である。
	他方、設問(3)と同様に、共同訴訟人の主張により、共通の事実を認定する必要がある。受訴裁判所は、XとYの主張により、証拠調べが必要となる。
20	つまり、受訴裁判所は、XとYの主張の事実を認定する。証拠XとYの証拠調べの結果、共同訴訟人間の主張共通を認定する必要がある。
2	裁判所は、当事者の主張により、事実を裁判の基礎とするべきである(弁論主義第1原則)。20、弁論主義は、
25	事実裁判の基礎となる事実の収集により、裁判所は、当事者の役割分担に関する規律がある。したがって裁判所としては、共同訴訟の場合でも、一部の者が主張する事実により、

この問題は、主張共通の問題というよりも「自由心証の共同訴訟人独自の原則の適用の問題」として扱うのが適切(弁論主義第27条の問題として扱う)

他の者との関係が裁判の判断に与える影響は、

しかし、共同訴訟人については、共同訴訟人独立の原則(79条)が優先する。

したがって、共同訴訟人の一部の者による事実主張に関する訴訟行為が、他の者に影響を及ぼさないことになる。また、そのようにしても、事実認定に関する証拠の場合と異なり、基礎となる証拠が異なれば認定される事実の存在も異なるから、不当ではない。

以上より、共同訴訟人間での主張共通は認められない。

4 結論として、受訴裁判所は、20年争い主張、事実を認定するにあたり、証拠AとBの証拠調べを30年争いとする。

以上。

・ 全体的によくできています。

・ 当然だと思っている部分も、み約率だと思えて書いていい。

(例2は、設問2における請求の消滅原因事実等、摘示。設問4における、自らの定義(等))

・ 設問2では、請求の認否を認めるとして不都合はないこと。

設問3では証拠提出が認められた際の証拠提出をしていない共同訴訟人の証拠提出権への配慮が論じられていないと指摘されている。

ハネ

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

B

設問(1)

1. 同時審判申出訴訟としての適法性。

まず、Xが本訴を同時審判申出訴訟の申出として申し出て適法か(民事訴訟法以下略)41条(項)。

(1) 「法律上併存し得ない関係」とは、^{原告の主張と被告の主張}訴えが論理的に両立しない場合をいう、~~訴え~~請求の一方の事実の主張が他方の抗弁事実に戻るような訴えの関係をいう。

XのYに対する訴えは、民法717条1項本文に基づき損害賠償請求であり、XのZに対する訴えは民法717条1項但書に基づき損害賠償請求権である。この両請求は法律上論理的に両立せず、一方の事実の主張が他方の抗弁事実に戻るような訴えの関係である。

したがって、「法律上併存し得ない関係」を満たす。

(2) 本訴は第一審に対する訴えであるから、41条2項も満たす。

(3) また、本訴における両請求は、本件事故という「同一の事実上」「原因」に基づきものであり(40条3項)、共同訴訟の一般要件も満たす。

(4) よって、本訴は同時審判申出訴訟として適法である。

2. 同時審判申出訴訟の効果

本訴は、同時審判申出訴訟として適法であるので、その効果として、裁判所は并論及び裁判の分離が禁止される(41条1項)。

そのため、設問のように受訴裁判所が本訴のYに対する請求の并論を分離した場合は、Xは抗告(328条2項)をなすべきである。
異議(抗告)27. 150条

設問(2)

(1) 同時審判申出訴訟は、合一確定の要請が働かないから、并論及び裁判の分離の点を除いては、通常共同訴訟(38条)の規律を受ける。

したがって、共同訴訟人間には、共同訴訟人独立の原則(39条)が働く。

ゆえに、YがXの請求を認諾(266条)をすることも、共同訴訟人独立の原則から、可能である。ただし、この認諾の効果はZには影響しない。

(2) ここで、Yが、Xの請求を認諾することによって、

XのYに対する請求が認容され、また、証拠調べの結果、XのZに対する請求も認容される。いわゆる両勝ちの事態が生じるので問題となる。

この点、同時審判申出訴訟の制度趣旨は、原告の両負けの防止にあたり、両勝ちとなるのは仕方がないという見解もある。が、やはり実体法上の矛盾は生じる。

そこで、~~Yが~~ XのYに対する請求が認容され、~~証拠調べの結果~~ 認諾において認容される結果、XのZに対する請求には、請求棄却判決を出す時である。

このようにして、Yの認諾から生じる問題は解決でき、Yの認諾は可能といえる。

設問(3)

1. 上述したように、本訴には、共同訴訟人独立の原則が妥当している。

そのため、Yが提出した証拠Aを、Zの主張を証明するために用いることは同原則に反するのではないかと問題となる。

2. たしかに、証拠の提出も訴訟行為であって、共同訴訟人独立の原則が妥当する。

しかし、証拠の認定は、裁判所の権能である。

そして、~~証拠~~ 当該証拠は世の中に一つしかなく、それ

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

このような用語の

使い方はして

(証拠は採用・評価するものであり、事實は認定するものである)

高等司法研究科

この理由付けは、理由になっていないのでダメかもしれない。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

に対する認定も一つのほかびある。証拠の認定にも
共同訴訟人独立の原則を委譲せれば、裁判所に
予備の~~無~~事実認定を行わせるべき人があり、自由心証主義
(第247条)を要するところになる。

5 したがって、証拠の認定には同原則は委譲せず、
証拠を提出していない共同訴訟人の主張を判断する
ために用いることが許される。

3. 本件でも、証拠を委譲証拠を提出してない
Xの主張を証明する資料として利用できる。

10 設問(4)

1. Yの自由は、Xの①本件ガロウワ桶が工業工作物である、
②本件ガロウワ桶の設置又は保存の取^取扱^取えという^取り^取扱^取えに
本文に基づき損害賠償請求権の主要事実(権利の発生
を直接根拠に付ける見^見事^事実^実)に対するものであって、裁判
15 上の自由(179条)が成立している。

2. ~~本件~~上述した通り、本件には、共同訴訟人独立
の原則が委譲するから、Yの自由の~~拘~~効力はZには
及ばない。

であれば、上記①、②の主要事実の証拠調べの禁止

20 効~~も~~も Zとの関係では委譲しない。Xの同一の取^取扱^取え

3(1) したがって、裁判所に、Yとの関係では、①、②の事実を認
めて、Zとの関係では^{①②について}証拠調べを許^許容^容する^許ことは、予備
の~~事実認定~~事実認定のおそれがあり自由心証主義に
反しないか。

25 (2) この点、一方の共同訴訟人が主張する事実も、他方
が主張しない時に、他方に有利になる場合であれ
ば、他方の共同訴訟人も主張をなしたとして

主張共通を認め見解が一致。

(しかし、この見解はやはり、并論主義に反することに
なり認められぬ。主張の共通を認めなければ、
釈明⁽¹⁵¹³⁾をして、主張を援用するのをたしかめねばならぬ。

また、同様に、当然の補助参加の理論も要しされ
ぬ子の。明文も欠き、毎事上同じと同様の理由から
認められぬ。

(3)したがって、又の設問(3)の事案と同じ并論の部分で
Yの主張を援用することはできない。

4. 以上より、裁判所は、証拠Aを認め争ったX主張
の事実を認定するため、証拠Aについて酌量論議をな
すべきである。

これは、Yとの関係では、①、②の事実認定はYの
自由による事実認定であり、証拠Aによる事実認定とは
異なるとして、許容すべきではない。

以上

・全体的によくできている。

・請求の認否、自由等、あつてはいいとは思いますが、前理として
定義・効果を書いておくのは、答案戦略としてありかと思ひます。

・設問1では、要件事実までの詳細な分析。設問2では、
請求の認否を認めることに不都合があること。設問3では、
証拠共通が認められず、争の証拠提出をしていない共同自
認人の証拠提出拒否への対応が論じられていたことが、
25

・結論は十分だと思ふので、あとはその結論を前理部分から
答旨に表現していくといいと思ひます。

い木